



平成21年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料控除の控除額の計算方法が異なります。保険料の支払金額に応じて、それぞれ下の表にあてはめて控除額を求め、合計した控除額を記入してください。（最高70,000円）

生命保険料控除額算定表 (控除額の1円未満は切上げ)
一般の生命保険料
介護医療保険料
個人年金保険料

生命保険料控除額
計算式Ⅰ(新契約)
計算式Ⅱ(旧契約)
A、CまたはDの金額
BまたはEの金額
(イ+ロ+ハ)

地震保険料の支払額に応じて下の表にあてはめ、地震保険料控除を記入してください。地震保険料と(旧)長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等で、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの)では計算方法が異なります。

地震保険料控除
支払保険料(A) 控除額
~30,000円 Aの金額+2
30,001円~ 25,000円

旧長期損害保険料控除
支払保険料(B) 控除額
~5,000円 支払保険料の金額
5,001円~15,000円 Bの金額+2,500円
15,001円~ 10,000円

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、あなたと生計をともにする配偶者(妻または夫)の合計所得金額に応じて配偶者控除または配偶者特別控除を適用することができます。

配偶者の合計所得金額
あなたの合計所得金額に応じた控除額
900万円超 950万円以下
950万円超 1,000万円以下

※あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計をともにする配偶者(妻または夫)の合計所得金額が48万円以下の場合には、「②~④配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者」欄に氏名をご記入のうえ、「□同一生計配偶者」欄にチェックしてください。

23 扶養控除

あなたと生計をともにする親族のうち合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合に扶養控除を適用することができます。
B枠の「②扶養控除」欄に氏名等を記入のうえ、下記の対象となる控除額の合計をC枠の「③扶養控除」欄に記入してください。

24 基礎控除

あなたの前年の合計所得金額が280万円以下の場合に受けられる控除です。下の表にあてはまる控除額をC枠の「④基礎控除」欄に記入してください。

申告書表面 ①欄

5 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法
納付方法の選択
給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税について、納付方法を選択することができます。

申告書裏面の書き方(記載例)

記号別額、株式等譲渡所得割額について
所得金額調整控除
別居している扶養親族について
上場株式等の配当所得や譲渡所得などの課税方式について

令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告書の手引き

令和7年度の市民税・県民税は、令和7年1月1日に磐田市に住所のある方に対して、前年(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の所得を基にして課税されます。この手引きを読んで正しく申告してください。

申告書の提出について

例年、申告会場は大変混み合います。感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力をお願いします。磐田市のホームページで市民税・県民税申告書の作成ができます。ホームページで作成した申告書を印刷して郵送することで申告を済ませることができます。

次のような所得があった方は、申告をする必要があります

- 個人事業、請負業、各種外交員(生命保険、集金等)の所得があった方
○不動産所得(貸家、貸地、駐車場代等)があった方
○生命保険・損害保険等の満期金や解約金の所得があった方
○生命保険会社や郵便局等の個人年金所得があった方
○給与・公的年金のほかに所得があった方
○一定のところに勤務していない方又は勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
○雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の適用を受けようとする方
★所得金額等により市民税・県民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

市民税・県民税の申告をしなくてもよい方

- 所得が年末調整されている給与所得のみの方
○所得が公的年金等に係る所得のみの方
○所得税の確定申告をされた方
★控除の追加や取り消しをされる場合には申告が必要となります。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
○令和6年中(1月~12月)の所得が証明できるもの
※事業所得があった方 ... 申告書表面「12事業・不動産所得等の取支内訳」欄 または取支内訳書に取支状況を記入してください。
※年金や給与の所得があった方 ... 源泉徴収票または支払証明書
○控除の証明書等(社会保険料や生命保険料・地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など)
※医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。
領収書の添付または提示による申告はできなくなりました。
○本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等)
○マイナンバー関係書類(マイナンバーカード等)
○国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける際の関係書類

問合せ先
〒438-8650 磐田市国府台3番地1
磐田市役所 市民税課 市民税グループ(本庁舎1階)
電話：0538-37-4826 FAX：0538-33-7715

申告書の記入の仕方は
中を開いて
一面からご覧ください